

文化施設利用者 様

豊橋市役所文化・スポーツ部
「文化のまち」づくり課長 鈴木 一弘

国の緊急事態宣言解除に伴う文化施設の対応について（令和2年5月15日時点）

日頃より本市の文化振興に格別のご配意を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年5月14日、国は、愛知県を「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象地域から解除すると発表し、愛知県におきましては、県の緊急事態宣言について休業要請の一部を解除しましたが、引き続き、感染症対策に係る取組を継続しております。

本市では、令和2年5月7日付で、一部を除く文化施設を令和2年5月31日（日）まで閉館することとしておりましたが、国及び県の対応を踏まえた上で、下記のとおり文化施設の一部を再開いたします。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症への警戒を継続する必要があることから、施設の利用にあたっては、裏面「3 利用上の注意事項」に記載のとおり、感染防止対策を講じた上でご利用頂きますようお願い申し上げます。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 再開日時

令和2年5月25日（月）から

2 再開施設

施設	特記事項
豊橋市民文化会館	全ての貸館の利用を再開します。
西川芸能練習場	全ての貸館の利用を再開します。
豊橋市公会堂	全ての貸館の利用を再開します。
三の丸会館	全ての貸館の利用を再開します。
ライフポートとよはし	全ての貸館の利用を再開します。
アイプラザ豊橋	体育室*を除く全ての貸館を再開します。
穂の国とよはし芸術劇場	創造活動室 E・F・G*を除く全ての貸館を再開します。

※アイプラザ豊橋“体育室”、穂の国とよはし芸術劇場“創造活動室 E・F・G”については、県の休業要請対象施設及びそれに類する施設として、当面の間、閉館を延長いたします。

3 利用上の注意事項

- ・「三つの密」の回避、「新しい生活様式（生活スタイル）」の実践により、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・来館される際には、マスクの着用をお願いします。
- ・入館時の手指の消毒やこまめな手洗いにご協力ください。
- ・他の利用者と2メートルを目安に間隔を取って頂きますようお願いいたします。
- ・貸室については、1人につき4㎡以上確保して頂きますようお願いいたします。
- ・イベント開催については、主催者及び参加者を含め100人以下、かつ定員50%以下が目安となりますので、これを超える利用につきましては、中止や延期又は規模縮小等の対応をして頂くようお願いいたします。
- ・大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話、又はダンスなど接触する運動を伴う活動については、当面自粛をお願いします。
- ・発熱又は風邪の症状がある場合には、来館をお控えください。また、そのような状況が見受けられた場合、スタッフがお声を掛け、退館をお願いする場合がございますので、ご了承ください。
- ・館内の混雑を防止するため、やむを得ず入館を制限し、館外やロビーでお待ち頂く場合がございますので、ご了承ください。

4 キャンセル料金の還付について

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に、施設の利用を取消しする場合は、令和2年5月31日利用分までキャンセル料金を頂くことはありません。また、既にお支払い済みの利用料金につきましては還付させていただきます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

<問合先>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2875 / Fax：0532-56-1081 / Email: bunka@city.toyohashi.lg.jp

<各施設連絡先>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂 | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館 | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋 | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場 | 電話：0532-39-8810 |